

## 会 議 録 (概要)

会議の名称	令和2年度第1回佐渡市個人情報保護制度審議会
開催日時	令和2年7月29日(水) 午前9時30分開会 午前11時閉会
場所	佐渡市役所 3階 大会議室
議題	個人情報業務の登録等について (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施業務(市民生活課・高齢福祉課) (2) 文化財保護に関する事務(世界遺産推進課)
会議の公開・非公開	公開
出席者	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>会長 中嶋羊一 副会長 永井恭子 委員 藤井光、名畑岐、矢島陽子、佐藤友典、渡邊日出子</p> <p>&lt;諮問案件担当課&gt;</p> <p>市民生活課 保険年金係 主任 丹穂沙耶香 健康推進室 統括保健師 川上由美子 高齢福祉課 主任保健師 飯田真由美 世界遺産推進課 文化財室文化財保護係長 本間正寛</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>総務課 課長 中川宏、課長補佐 斎藤壮一、 総務係長 金子高敏、主任 長嶋麻紀、主事 親松健太</p>
傍聴人の数	0人
備考	

会議の概要(発言の要旨)	
発言者	議題・発言・結果等
中嶋会長	<p><b>開 会</b></p> <p>挨拶</p> <p><b>議 事</b> 個人情報業務の登録等について (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施業務(市民生活課・高齢福祉課)</p>

市民生活課	<p>【担当課からの説明】</p> <p>国は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法の一部改正（令和2年4月1日施行）を施行した。このことにより、本市でも令和4年度からの事業実施を目標に準備に入っている。KDB（国保データベース）システムに蓄積された健診や医療、介護のデータ（個人情報）をもとに分析、診断等を行った上で事業を実施するため、事業準備及び実施にあたり、審議会のご意見を伺いたい。</p>
中嶋会長	<p>【質疑・意見】</p> <p>KDBシステムを利用して他市町村のデータをやりとりするのは転出・転入のときのみか。</p>
市民生活課	<p>そのとおり。</p>
中嶋会長	<p>国の、医療・介護を総合的にみる流れのなかでの、システムをとおしての事業という理解でよいか。</p>
市民生活課	<p>そのとおり。市は国保の保険者としてKDBを利用している。後期高齢者は保険者が広域連合。県内全部の高齢者にきめ細やかな事業を実施するため広域連合は市町村に業務を委託して保健事業と介護予防を合わせ、健康寿命を延伸していこうというもの。法改正でそのようになった。</p>
佐藤委員	<p>個人情報の取得については、この事業を実施する上で新規の情報取得なのか。これまでも取得している情報なのか。</p>
市民生活課	<p>令和4年度から委託を受けて事業を実施するなかで新たに取得するものではなく、現在も取得していて、この新しい事業でも取得し活用するであろうと考えられる情報。</p>
佐藤委員	<p>各部署でそれぞれ登録票があるのを、法改正に伴って一体的な事業を実施するこのタイミングで、新たな業務として一つにまとめ登録したいということか。</p>
市民生活課	<p>そのとおり。</p>

佐藤委員	市は令和4年に広域連合から委託をうけるのか。社協や医療機関が入ってくる可能性もあるか。
市民生活課	当初は来年度から実施予定であったが、コロナの関係で令和4年となった。治療や介護が必要な人がいれば、その方に必要なサービスをつないでいくため、関係機関にも情報提供することになるかと思う。
佐藤委員	令和4年度に社協や医療機関への外部提供の想定がされているなら、外部提供の項目は「他市町村」となっているが、項目に追加で記載することも考えられないか。
市民生活課	健診や本人の調査内容について、個人から同意をもらって提供している。KDBを使用した今回の内容と少し違ってくる。
中嶋会長	今のところは、KDBシステムを使用した他市町村への外部提供と考えることでよいかと。それから、KDBは、国保加入者の情報だけなのか。
市民生活課	KDBの中に国保、介護（介護認定情報含む）、後期高齢者の情報はいっている。それぞれIDが担当者に付与され管理されている。
中嶋会長	他にご意見は。
佐藤委員	県外への外部提供は想定されているか。
市民生活課	現時点では国や広域連合からは特に何も示されていないが、いずれは県外への外部提供もすることになるのではないかと思う。
名畑委員	県外への外部提供などについては、もう少し事業内容の精査がいる気がする。
永井副会長	まずは、今回の案件である県内の他市町村への外部提供のことを考えたこの内容で審議し、県外への情報提供等そのあとのことについては、改めて審議すればよいのでは。それと、取得する情報で「性格」とあるが、誰がどういうデータで「性格」を決めるのか。
高齢福祉課	実態調査をするなかで、必要であれば介護サービスにつなげるもの。「性格」は、聞き取りの中で把握し、取得する情報。

永井副会長	その人（担当）の主観をデータにいれるのか。
市民生活課	KDBデータにはいれないが、調査票には記載することがあり、取得する情報。
永井副会長	外部提供の部分に「性格」にチェックはなかったのがよいのだが、気になった点である。
中嶋会長	他になければ、この案件について承認するというのでよいか。  (承認される)
世界遺産推進課	<p><b>(2) 文化財保護に関する事務（世界遺産推進課）</b></p> <p><b>【担当課からの説明】</b> 文化財保護に関する業務を行うなかで、文化財の指定、現状変更、毀損などの場合、所有者又は原因者などが各種申請や届出を行う必要があるが、市はその申請等から住所氏名等個人情報を取得するものであるが、この業務の登録がされていなかったため、文化財に係る各種申請等を整理し、個人情報の取得について審議をお願いしたい。併せて、建設課が保有する「除却届」「景観計画区域内行為届」などの個人情報を利用し、申請漏れがないかチェックしたいとの考えから、同一実施機関内での利用の業務登録を行うものであるが、佐渡市個人情報保護条例第11条第2項の規定による本人通知について、該当する申請者がごくわずかであると想定され、全体に通知することはかえって混乱を招く恐れがあることから、該当する方のみ本人通知を行うものとするについて、審議会のご意見を伺いたい。</p> <p><b>【質疑・意見】</b> 建設課は個人情報保護に該当するような資料を持っているのか。</p>
名畑委員	
世界遺産推進課	例えば、居住されている建物が文化財の指定を受けており、それを直したいときに、建設課には手続きの書類を出したが、文化財保護法に基づく手続きの書類を出すことがわからなかったという例がまれにある。建設課に出された書類で地番などを確認し、申請漏れをチェックしたい。

名畑委員	建設課に申請がでたときに、建設課として文化財指定の把握をしていけばよいのでは。そういった横のつながりはないのか。
世界遺産推進課	建設課ではどれが文化財に指定されているか把握していないので、当課で住所地番をみせてもらい、申請漏れがあった場合ご本人に手続きがいる旨を連絡したい。
名畑委員	建設課に文化財の一覧表をだせばよいのでは。情報共有すれば。
世界遺産推進課	建設課の持っている情報を当課で利用し、チェックしたいということ。
中嶋会長	確認申請とかの情報を利用したいということか。確認申請がいらなところもあるのでは。
世界遺産推進課	景観計画区域内では佐渡中含まれるので、建築確認申請も入っている。
中嶋会長	なるべく利用できる情報については利用・活用し、申請漏れを防ぎたいということでしょうか。
佐藤委員	建設課に同じような届出がでた場合に、それらの情報を世界遺産推進課としても取得したいから同一実施機関内の利用ということで業務登録するということがよいか。あとは、情報を利用した場合、条例上本人通知が必要だが、該当しない方にはわざわざ該当していませんと通知する必要もないと考えることから、該当しない方への本人通知は省きたいので、その点について審議会の意見をきくということでしょうか。
世界遺産推進課	そのとおり。
中嶋会長	他にご意見はないか。  (承認される)
	閉 会